

近畿地方整備局	配布	平成21年10月23日
	日時	14時
資料配布		

件名	不誠実な行為を行ったことによる指名停止措置について 弘安建設(株)
----	--------------------------------------

概要	近畿地方整備局は、弘安建設(株)が落札決定後に契約締結を辞退する旨の届を提出したことについて、平成21年10月23日、指名停止の措置を行った。
----	---

取扱い	
-----	--

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ
------	---

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 06-6942-1141 総務部契約課長 中村 学 (内線 2511) 総務部契約課長補佐 赤穂 好宏 (内線 2512) 神戸市中央区海岸通2-9 神戸地方合同庁舎 078-391-7576 総務部経理調達課長 齋木 良之 (内線 6310) 総務部経理調達課長補佐 仲田 孝二 (内線 6313)
------	--

平成21年10月23日

近畿地方整備局

弘安建設(株)に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所発注の「畑野上地区根固補修工事」について、平成21年9月11日、一般競争入札を行った。入札は工事費内訳書調査のため保留となったが、9月18日、弘安建設(株)を落札者として決定した。

しかし同社は、今回の案件が落札決定される前に同じ監理技術者で申請していた和歌山県発注工事についても落札決定されたとして、9月24日付けで、当局の案件について契約締結を辞退する旨の届を提出した。

2. 指名停止措置理由

この行為は、不誠実な行為であり、本件事業者に対し、以下の措置を行うものである。

指名停止業者： 弘安建設(株)
和歌山県和歌山市友田町4-18
代表取締役 池上 元一

3. 指名停止の期間

弘安建設(株)が落札決定後に契約締結を辞退する旨の届を提出したことは、指名停止措置要領別表2-15に該当するものであり、総合的に判断して下記のとおり指名停止措置を行う。

指名停止機関： 近畿地方整備局 他地整における指名停止措置はありません。
指名停止期間： 平成21年10月23日から平成22年1月22日まで(3ヵ月)

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表2-15

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。